幌加内町イメージキャラクター「ほろみん」着ぐるみ貸出要領

【幌加内町観光協会】

（目的）

第１条　この要綱は、幌加内町キャラクター「ほろみん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の範囲）

第２条　着ぐるみは、次のいずれかに該当する場合に使用を認める。

（１）幌加内町及び幌加内町観光協会が主催する行事等で使用する場合。

（２）幌加内町のイメージアップや幌加内そばの普及推進に使用する場合。

（３）その他、幌加内町観光協会会長（以下「会長」という）が使用を認めた行事等。

（貸出対象）

第３条　着ぐるみの貸出しは、次のいずれかに該当する者を対象とする。

（１）幌加内町内に住所を持つ法人（支所・支店を含む。）及び団体。

（２）幌加内町のイメージアップや幌加内そばの普及推進のために使用すると会長が認めた団体。

（借受申請）

第４条　着ぐるみの借受を希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ『「ほろみん着ぐるみ借受申請書兼承認書（別記第 1 号様式)」に必要事項を記入の上、幌加内町観光協会事務局（以下、「協会事務局」という）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、幌加内町役場及び協会事務局が業務で使用する場合はこの限りではない。

２　次のいずれかに該当する場合は、申請を不承認とすることができる。

（１）幌加内町及び幌加内そばの信用や品位を傷つけるおそれのあるとき。

（２）「ほろみん」のイメージを損なうおそれのあるとき。

（３）そばの提供又はそばに関する行事等の場合であって、幌加内産そばを原料とした製品を使用しないとき。

（４）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

（５）特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

（６）その他、承認とすることが不適当であると認めるとき。

３　前項の規程により使用を不承認とするときは、申請者に「不承認通知書（別記第２号様式)」を交付するものとする。

４　会長は、使用の承認をした後でも、前項各号のいずれかに該当することが判明したときは承認を取り消すことができる。

（承認期間）

第５条　使用承認期間は、借受日と返却日を含めて原則７日以内とする。

（使用料）

第６条　使用料は、当分の間、無料とする。

（経費等の負担）

第７条　着ぐるみの借受及び返却にかかる経費及び役務は、原則として着ぐるみを借り受けた者

（以下「使用者」という）の負担とする。

２　借受期間中に着ぐるみを汚損した場合、その事実について直ちに事務局に報告するものとし、その状態によっては、使用者の責任と負担により修補又はクリーニングを行い、現状回復に努めるものとする。

（使用上の遵守事項）

第８条　着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）承認された用途のみに使用すること。

（２）使用者は、第三者に転貸しないこと。

（３）使用者は、着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れについては、別紙注意事項により取り扱わなければならないこと。

第９条　使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに以後の使用は承認しない。この場合、使用者に損害が生じても幌加内町観光協会はその責めを負わない。

（責任）

第１０条　着ぐるみ等の使用に際しては、常に良好な状態で管理し、周囲の安全等に留意して使用すること。なお、使用にあたって発生した事故等については、使用者の責任において適切に処理すること。

（その他）

第１１条　この要綱に定めのない事項については、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成２５年　　月　　日から施行する。

別紙

「ほろみん」着ぐるみの着用等に関する注意事項

【使用者が用意するもの】

- 綿手袋、タオルか手ぬぐい（着用者の頭部汗取り用)、吸水性の良い服装、靴下
- １５５ｃｍ～１８０ｃｍ程度の着用者（必要に応じて複数名）
- 介添者（安全確保のため１名以上）
- 除菌消臭用スプレー

【服装について】

なるべく素肌が直接着ぐるみに触れないよう、頭にはタオル又は手ぬぐい、吸水性の良い素材の長袖、長ズボン、靴下等を着用することが望ましい。

【装着方法】

- 着ぐるみ添付の取扱説明書参照のこと
- ズボンは２着あるので、着用者の身長によって選択すること。
  ①身長１７０ｃｍ以下→「１６０ｃｍ」　②身長１７０ｃｍ以上→「１７０ｃｍ」

【使用後の注意】

（１）着ぐるみ本体の内部に消臭スプレー等を噴霧後、風通しのよいところで陰干しするか布団乾燥機等を利用して十分に乾燥させてから返却すること。

（２）やむを得ず汚れが付着してしまった場合は、お湯で濡らした固く絞ったきれいなタオルで軽く拭き、十分に乾燥させてから返却すること。ただし、著しい汚れや破損等があった場合は、承認者が現状復帰を求めることがある。

【着用者等の心得】

（１）着ぐるみの運搬及び装脱着の一切は、借受者の責任において行うこと。

（２）着ぐるみを汚損しないよう、細心の注意をもって取り扱うこと。

（３）マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。

（４）公衆の面前での着脱は行わないこと。

（５）周辺の安全対策及び着用者の健康管理のため、介添者を必ず１名以上つけること。

（６）会場の気温、天候等を考慮し、水分補給や頸部等の冷却など、十分な暑さ対策をすること。また、長時間着用する場合は、休憩所の確保や着用者を複数名配置するなど、着用者の健康に配慮したシフト管理を行なうこと。（目安：１人あたり連続３０分程度）

様式第１号（第４条関係）

「ほろみん」着ぐるみ借受申請書兼承認書

年　　月　　日

幌加内町観光協会会長　様

住　所

団体名

担当者氏名　　電話

幌加内町イメージキャラクター「ほろみん」の着ぐるみを使用したいので承認願います。

使用目的 （使用する事業名称や開催場所等、具体的に記載して下さい。）	
※そばに関する行事の場合	幌加内町内産そば粉又は幌加内町内産そば粉を用いた製品の使用の有無 有　・　無　（いずれかに〇）　※　無の場合、承認できません。
使用期間 （搬出入予定時間）	借受：　　年　　月　　日　（搬出予定　　時　　分頃） 返却：　　年　　月　　日　（返却予定　　時　　分頃）

※　添付書類として、会社概要等申請者の事業内容がわかる資料を提出していただく場合があります。

上記のとおり使用を承認します。

年　　月　　日

幌加内町観光協会会長

1　使用にあたっては、『幌加内町イメージキャラクター「ほろみん」着ぐるみ貸出要領』及びきぐるみ取扱説明書を熟読の上、適切に使用してください。

2　要領に定める事項に違反した場合は、この使用承認を取り消すことがあります。

3　承認を得た使用権の譲渡又は転貸を禁止します。

4　常に良好な状態で管理し、周囲の安全等に留意して使用してください。なお、使用にあたって発生した事故等については、使用者の責任において適切に処理することとし、幌加内町及び幌加内町観光協会はその責を負わないものとします。

5　その他担当職員の指示に従ってください。